慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	集団的課税権限に関する分析 : モデルと政策的問題
Sub Title	Analyzing the collective power to tax : models and policy issue
Author	Weiner, Stanley L. Hettich, Walter 古川, 徹也
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1998
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.91, No.1 (1998. 4) ,p.27- 38
JaLC DOI	10.14991/001.19980401-0027
Abstract	
Notes	小特集 : Post-IIPFコンファレンス
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19980401-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」91巻1号（1998年4月）

集団的課税権限に関する分析：モデルと政策的問題*

スタンレー・L・ワイナー
ウォルター・ヘッチ
訳　古川徹也

「なぜ財政理論は，様々な租税の提案の効果を検討することのみ許されるべきで，それらがとる形式を決定する要因や，政治権力によって形作られる異なる提案の選択について分析することを許されるべきではないのであろうか。」
Erik Lindahl (1959)[(1)]

1．序

本稿は，競争的政治システムにおいて課税の権限がどのように実行されるかに関する分析の，イントロダクションを提示する。これらの分析枠組みが，課税政策の応用研究に対して意味するところについてと同様に，実証，規範の両方のモデルを再検討する。

租税システムは，なぜそれが現存している状態にあるのかを研究することに関するリンダール（Eric Lindahl）の忠告に対しては，ここ40年以上の間，答えられてこなかった。多くの研究者が，民間経済と政治過程との相互作用の結果として生じる均衡での租税構造について説明しようと試みてきた。いままで提案されてきた枠組みの中で，主に議論されたものは，中位投票者モデル，制度

* Krever, R. ed. "Tax Conversations : A Guide to the Key Issues in the Tax Reform Debate-Essays in Honor of John G. Head". The Hague/London/Boston, Kluwer Law International, 1997. に近刊。
本稿は，"Tax Conversation" Conference, Sydney, Australia, July 4-6, 1996 に提出されたものである。Geoffrey Brennan, John Head, David Laband, Gary Miller, Bob Young, そしてシドニーでの 'Tax Conversations' conference の参加者と，University of Montreal と California State University, Fullerton でのセミナーの参加者から貴重なコメントをいただいた。本稿の最初の草稿は，ワイナーが Australian National University に訪問研究員として滞在したときに完成された。

（1）　リンダールの論文（1960年のリプリント版：8-9ページ）は Atkinson（1995，80）によって我々の注意を引いた。

の構造によって導かれる均衡（structure-induced equilibrium），確率的投票，そしてリヴァイアサンからなる。第2節では，それぞれのモデルを短く解説し，比較することにする。(2)

上にあげたすべてのアプローチが，租税構造の理解に対して寄与するものである。しかし我々は，現時点では，均衡租税システムに関する確率的投票モデルがもっとも役に立つものであると結論づける。その限界にも関わらず，このモデルは，税率構造，課税ベース，特別措置などを含む複数次元の租税システムの構造を説明することが可能であることを示した唯一のモデルである。このモデルは，いくつかの重要な政策概念を再検討する後の節での分析に対する基礎付けとして利用可能である。

租税の分析に対するLindahl（1919）自身の重要な貢献は，それより前のKnut Wicksellの研究（1896）に基づくものである。そして，それは実証的というよりもむしろまさに規範的なものであった。通常描かれるようなヴィクセル/リンダールの理想的な財政システムにおいては，租税と支出は，あらゆる行動がとられるよりも前に全員一致の同意を必要とする状況において，個々の投票者によって同時に決定される。第3節において，ヴィクセル／リンダールの基準の性質について，それとは異なった，おそらくそれよりも知られていない規範的な枠組みと同様に検討する。その枠組みとは，均衡解に到達する際にかかる取引費用を認めるようなものである。我々は，第2の基準，すなわち，「最適代議制租税システム」と呼ぶようなものを租税構造の分析に対する基礎付けとして利用する場合の適合性と，リンダールの適合性とを比較する。

現代の公共経済学においては，以下のことは当然になっている。すなわち，集団選択が何の役割も果たさないような反証を用いて，現に存在する，あるいは提案される租税システムの経済厚生に対する含蓄を判定するということである。この伝統におけるより多くの理論的，あるいは応用研究は，課税の厚生損失の定義，測定や，あるいはそのような費用を最小化する租税構造の特徴づけに焦点を当てるものである。この伝統的なアプローチと集団選択モデルに基づくアプローチとの比較を許すために，規範的な問題に関する我々の議論は，厚生損失の定義と役割とを強調する。したがって我々は，Buchanan（1976）やBrennan and Buchanan（1980，1985）のような課税の権限に関する規範的分析の過程から入るアプローチ（process-oriented approach）に関しては，短く考察するにとどめる。これらの分析枠組みでは，民主主義それ自体の政治過程の質が最高の重要性を持つものであり，存在する，あるいは提案された租税構造のもとでの厚生水準と，理想的な租税構造のもとで達成されうる水準との違いを測定しようとする試みはなされなかった。(3)

（2） 5番目のモデルについてもまた言及しておくべきである。それは，Aumann and Kurz（1977）の協力ゲーム理論の枠組みである。このモデルは，民主的社会において，なぜ強制的な再分配がおこるのかという問題に焦点を当て，そして租税構造の形成については詳細には扱わない。後者の理由のために，我々はここでは取り上げない。このモデルの議論については，Inman（1987）や，Hettich and Winer（1990）を見よ。

集団的選択過程を分析の枠組みに明示的に組み込むことが，応用研究の性質に対して重要な含蓄を持つということは驚くべきことではない。第4節では，政策分析，すなわち租税支出，税制改革，税の超過負担などの分析においてしばしば拠り所となる3つの概念の意味と有効性を再評価する。我々は，租税理論と租税政策分析との関係が，本稿全体の議論の視点から観察できるものであるときには，それに対するいくつかの意見を結論とする。

本稿全体にわたる我々の目的は，課税における集団的権限の研究から生じたいくつかの主要な考え方に関する概観を提示することである。文献の参照は，したがって，包括的というよりもむしろ説明的なものである。追加的な参考文献は，Inman (1987) や Hettich and Winer (1997) に見られる。

2．集団的選択と租税構造の実証的分析

集団的選択が重要な役割を果たす全ての予測モデルは，主に3つの要素からなる：通常何らかの多数決ルールの変形である集団的選択メカニズム，内部に集団的選択が生じるような明示的，あるいは内包された制度構造，そして，強制的な所得再分配や公共サービスを提供するために，その活動に課税が行われるような民間主体の経済である。すべての実証的モデルは，多かれ少なかれ，集団的選択ルールと民間経済に関して共通の仮定の上に成立している。それらは，集団的選択の過程を制約すると仮定される政治的制度の性質によって区別される。

2.1 中位投票者モデル

課税に関して集団的選択の過程を組み込もうとする最初の実証的モデルは，Black (1958) の中位投票者定理に基づくものである。これは，どんな投票者も費用をかけずに，現状に対する修正案を提案できる直接民主制のモデルである。代議制民主主義制度は何の役割も果たさない。このモデルは，租税の負担と公共サービスの便益とが投票者全体に均等に広がっていないようなときに，財政システムが決定的投票者 (decisive voter) に有利に働くような強制的再分配を行うためにどのように用いられるのかに焦点をしぼる。この分析は注意深く制限された枠組みにおいて用いられているために，強制的再分配に関する困難な問題を扱う上で成功をおさめている。

---

(3) 過程から入るアプローチは，彼ら本来の形でエレガントに主張されている。そして，ここで概観している研究をこれらのアプローチと比較することに興味のある読者には，もとの論文に当たることが助けとなるだろう。Inman (1987) による刺激的な論評もまた見よ。Hettich and Winer (1985) は，最適課税と，公平な課税を含めて，Brennan and Buchanan (1980) のアプローチを標準的な財政学の枠組みと比較している。Wilson (1989) は，ブレナンとブキャナンのリヴァイアサンモデルを，公共経済学の伝統的な関心事と結びつけようと試みているが，これは文献の中では依然として例外である。

以下のことを仮定する。公共財を供給する資金を調達するために，労働所得に対する単一の比例税率を多数決ルールによって選択する。それぞれの投票者は，すべての可能な税率上で定義された，単峰型の[4]，よく知られた選好関係を持ち，またそれぞれの投票者は，彼あるいは彼女の厚生を最大化する税率に対して正直に投票する。現状に対する選択肢として，どんな税率も提案可能である。また「2つの税率を提案し，その一方を選択する」という投票（pairwise vote）において，他のすべての税率に打ち勝つような税率がひとつ生じるまでそのような投票を続ける。

これらの状況のもとでは，均衡で得られる帰結は，中位投票者（彼の厚生を最大化するような税率が，それぞれの投票者がもっとも好む税率の中で中央値になっているような投票者）の厚生を最大化するような税率である。この税率はまた，決定的投票者の財政余剰，あるいは公共サービスから得られる価値と，課税の結果被る彼の厚生上の損失との差を最大化するようなものである。この税率よりも高い税率は，上に説明した投票において，中位投票者がもっとも好む税率によって負かされる。なぜなら，もっとも好む税率が，中位投票者によって好まれる税率よりも低いような50%の投票者は，中位投票者の選択を支持するからである[5]。同様に，中位投票者の好む税率よりも低い税率も，中位投票者と，中位投票者がもっとも好む税率よりも高い税率を好む一部の投票者によって形成される提携によって負かされるからである。

さらに分析を進めるためには，租税システムや，所得の分布，個々人の行動に関する追加的な仮定が必要になる。たとえば，もし租税システムが，すべての納税者に共通のある免税所得水準よりも高い所得の部分に対して均一の限界税率が適用されるような税率構造からなり，かつ平均所得が中位投票者の所得を超えるならば，中位投票者は，正の限界税率を望みかつそれを受け入れることになる。さらに，このような線形の所得税の場合には，均衡税率，したがって税の累進の程度は，労働供給の弾力性に依存する。供給の弾力性が増大するにしたがって，課税ベース全体の大きさの減少や，中位投票者の財政余剰の減少を引き起こすそれぞれの可能な税率において，労働から余暇への一層の代替がおこる[6]。

中位投票者定理を，より複雑な租税システムの状況も含むように拡張する試みが，いくつかなされている。しかし政策空間が2次元以上になると，定理の適用は適切ではない。投票者の意思決定が厳密に決定論的（確率的ではない：訳注）と見なされる限りは，選好がそれぞれの次元で単峰型である場合でも新たな提携がつねに結ばれ，多数決投票のもとでは，現存するものを支配することになる。（McKelvey (1976), Schofield (1983)）その帰結は，安定的な均衡と言うよりもむしろ，多

（4） 単峰型の選好関係は，1つのピークを持つ山型をしているか，あるいは変曲点を持たずに可能な税率領域の端の点で最大値に達するようなものである。

（5） もっとも好む税率，あるいは最適点が，中位投票者の最適点とより高い提案税率との間にあるような投票者もまた，中位投票者の好む選択を助けるかもしれない。

（6） より複雑な例は，Atkinson (1995, 4章) において与えられている。

数決ルールの帰結の無限の列，あるいは循環である。[7]

2.2　制度の構造によって導かれる均衡（Structure-Induced Equilibrium）

純粋な多数決ルールの決定論的モデルが安定的な政策帰結の存在を確立するのに用いることができないという事実は，なぜ政策帰結は実際にはまれにしか逆行しないのかという疑問や，なぜ現実世界では投票の循環がまれにしかおきないのかという疑問へと，一部の政治経済学者を導くこととなった。1つの可能な答えは，制度の役割に関わるものである。均衡は，ゲームの政治的ルールや，あるいは集団的選択に対して選択肢が提示されうるという受け入れられている状況によって実行されると，何人かの分析者は論じている。(Shepsle and Weingast (1981)) この視点を採用する人々は，立法府の制度の働きを分析し，手続き，委員会システム，あるいは他の制度デザイン（「構造」）の側面を，政策帰結の性質と安定性に結びつけている。

課税の文脈におけるこのアイデアの応用は，租税政策のそれぞれの側面，あるいは次元を効果的に分割する制度的構造を含み，したがってあらゆる提案に対する対案を制限する。中位投票者定理はそのとき，政策空間の分割された次元に対して逐次的に適用される。(たとえば，Meltzer and Ricard (1985)) たとえば以下のことが仮定される。すなわち，複数税率の租税システムにおいては，議会全体の場でそれが好むような選択を実行するのに十分な議案提案権を持つ，分割された立法府の委員会によって，それぞれの税率が逐次的に考慮される。そのような枠組みでは，立法府の議員の委員会への配分や，それぞれの委員会に対して議案提案権を生み出すような制度的配置は，最終的な結論を決定する際に鍵となる問題である。(Weingast and Marshall (1988))

このアプローチの試みは，安定的な均衡を導くために必要とされる配置に対応する実際の制度的配置を特徴づける際に見いだされる。このアプローチは，租税システム全体の形成を説明する手段としてよりもむしろ，より大きな租税構造の特質を研究するために用いられるときに一層容易にあてはまる。1つの例は Inman and Fitts (1990) である。彼らの議論では，それぞれの立法府の議員が，立法府の他のすべての参加者によって好まれる配分を助けるために同意するという状況において，立法府における政治的不安定性を克服するために生じる行動の規範としての普遍主義に焦点が絞られている。税に関する特別措置の便益は特定の選挙区に集中しているが，費用は財政システムを通じてより幅広い有権者に広がっているという限りにおいては，その規範は，それぞれの選挙区内において便益と費用がより等しく一致している場合に発生したであろう水準よりも，特別措置のより幅広い利用とより大きな予算へと導くことになる。[8]

（7）　Mayer and Reizman (1989) は，課税の文脈において投票循環がどのようにして起こりうるかに関するとくに興味深い例を与えている。

2.3　確率的投票

確率的投票モデルは，公正な選挙と，新たな政治的党派の自由な参入を許す政治的制度の存在を仮定することからはじまる。投票者は，各政党が実行すると主張する政策に基づいて，政党間の選択を行う。一方，対立政党からの継続的な圧力は，それぞれの政党に，期待される得票差の合計か，あるいは次の選挙で期待される得票を最大化すると考えられる財政的公約を採用することを余儀なくさせる。

モデルの名前が示唆するように，また中位投票者のモデルと対照的に，投票者の投票方法は確実には知られていない。この仮定によって，租税システムが多次元の場合ですら，均衡が存在する可能性が開かれる。(Enelow and Hinich (1984), Coughlin (1992)) 投票が厳密に確実なものであるときには，それぞれの投票者は，十分に好まれる政策帰結が約束されるのであれば，政権政党から対立政党（あるいはその反対）への支持の変更を不意に行うであろう。投票者が1つの政党から相手の政党へと指示を変更する境界点は，政党間の競争の目標となり，各公約の間での投票循環へと導く。しかし，もし投票行動が確率的なものであれば，任意の投票者に向けられた公約の変更は，投票者からの支持に関する「確率の」変化へと導くだけであろう。この場合には，相手の政党がどんな提案を行おうとも，ある政党が確実に選挙に勝つことを許すような公約を構築することは，もはや不可能となる。(9)

この枠組みでの均衡財政システムは，期待される投票を最大化する政党間の（ナッシュ）ゲームの安定的な帰結となり，政治的に最適な戦略の選択についての条件によって定義される。それぞれの投票者は，ある程度まで，そのような均衡において重要視される。これは，そうでなければならない――さもなければ，投票サイクルが再び生じるであろう。(10) しかしながら，すべての投票者は重要視されるが，彼らは帰結に対して同じ影響力を持つわけではない。政党は，政治的行動の差異に対して敏感であり，与えられた厚生の変化に対してより大きな政治的支持の増大によって反応する投票者を重視する。

そのようなモデルにおいて，均衡での租税構造がどのようなものであるかを見るために，とりあ

（8） インマンとフィッツの研究に加え，制度の構造によって導かれる均衡の分析にしたがう合衆国の税制改革に関するいくつかの興味深い研究がある。その中で，Stewart (1991) と McCubbins (1991) は，政治的に実行可能な租税に関する提案の集合に対する，1980年代中頃の分裂した議会の含意に注目する。

（9） 均衡が常に存在し，しかもそれがただ1つに決まるには，追加的な仮定が必要となる。例えば Coughlin (1992) を見よ。

(10) 投票者のあるグループが，どんな提案であろうとも政府に対しては投票しないということが確実ならば，彼らは非常に重く課税されるだろう。そのような投票者は，彼らが結果としてごくわずかに良くなるときですら，反対者に訴えることによって何も失うものはない。そのとき政府は，何らかのより良い提案によってそれに対応するだろう等々である。

えず以下のことを仮定しよう。すなわち，政府にとって，個々の投票者のそれぞれの活動に対して分離税率を課すことには費用がかからない。そして，より望ましい政策帰結を約束されたときに政府を支持する確率を変更する傾向が，すべての投票者で等しいとする。この場合に政府は，それぞれの投票者のそれぞれの活動に対して，以下の条件を満たすような分離税率を課す。その条件とは，1単位の税収を得るために生じる限界的な経済厚生に関する損失が，それぞれの活動と，それぞれの投票者の間で等しくなるようにするということである。そのために政府は，税率を設定するときに，そのことをよく知っている投票者の個々の経済的特徴すべてを考慮に入れなければならないだろう。

1単位の税収を得るために生じる限界的な厚生上の損失が，等しい政治的感応性を持つ投票者に対して等しくされていないならば，政府は期待される支持全体を増加させるために租税構造を変化させることができる。投票者がちょうど2人からなり，第1の投票者は，第2の投票者よりも，1単位の税収を得るために生じる限界的な厚生上の損失が小さい場合を考えてみよう。もし政府が追加的な1ドルを第1の投票者から得ようとすれば，それは投票者の厚生を低下させ，したがってこの投票者が次回の選挙で投票する確率を低下させる。しかしこの税の変更は，総税収を一定に保つもとでは，第2の投票者から徴収する税額を1ドル低下させることを許し，したがって，この投票者からの支持の確率を大きく上昇させる。選挙における支持に関する競争は，均衡ではそのような政治的に利益のあるような変更を採用する余地がなくなっているということを保証する。

個々人の，厚生水準の変化に対する投票確率の感応性の差異を許すことは，税率を変更することを可能にするが，均衡での租税システムの複雑さを変えることはない。政治的にとくに感応的な投票者に対する税率を低下させることは政府の利益にかなう。そのようにすることが，ある投票者に対する限界的な厚生の損失を，他の投票者に比べてより高くすることによって全体の課税による経済的負担を増加させる場合ですらそうである。このことは課税の異なる形式を導く。その形式とは，課税の結果生じる限界的な厚生損失と言うよりもむしろ限界的な期待支持の低下の大きさが，それぞれの投票者のそれぞれの活動が異なる税率で課税されたままで，各活動と各投票者の間で等しくされるようなものである。

今までの議論が示したことは，支持を最大化しようとする政府は，納税者の間で税率を変更し，もし可能であれば，個々の市民に異なる水準で彼らの分割された活動のそれぞれに対して課税するであろうということである。しかしながら，競争的な政治システムにおける政府はそのような複雑な租税システムを生み出す誘因を持つかもしれないが，実際の租税システムはずっと単純な税率構造，課税ベース，特別措置からなるものである。

租税システムが非常に単純なものであることに対する1つの説明は，行政の複雑さに関する様々な費用に焦点を当てるものである。(Hettich and Winer (1988), Yitzhaki (1979)) 行政の費用は，課税され，そして実行されなければならない個々の税率の数にともなって増大すると，合理的に仮定

することができる。費用は，個々人を１つのブラケットに集約することや，与えられたブラケットに属するすべての人に対して共通に課税することによって節約される。このようにして節約された費用は，投票者が正の評価を与える公共財をより多く生産するのに用いられたり，あるいは租税負担を低下させることに用いられる。同様に行政費用の節約は，活動をいくつかの課税ベースにグループ化し，そしてそれらに対して共通に課税することでも生じる。

以上の分析は，グループ化による政治的不利益を考慮に入れない限りは不完全なものである。課税を目的として，個々人を税率構造の中に分類したり，活動を課税ベースに分類した後に，税収１単位あたりの期待支持に関する損失の大きさは，同様に扱われるようになったそれぞれのグループ内の個人間，あるいは活動間で変わることがありうる。それはまた，グループ間や課税ベースの間で変わることがありうる。このことは以下のことを含んでいる。すなわち，任意に与えられた予算の大きさに対する反対者の合計や，支持を失う大きさは，完全に区別して課税する場合と比較すると増大するであろうということである。租税構造を決定するときの政府の問題は，個人をブラケットに，あるいは行動を課税ベースにグループ化することから生じる政治的利益と損失とをバランスさせることである。確率的投票モデルでの均衡租税構造は，この分類問題の解を反映している。

以上の分析が示しているのは，支持層を最大化しようとする政府は，複数の課税ベースと複数の税率構造とを含んだ租税システムを生み出そうとするということである。グループ化の議論の１つの拡張は，実際の租税システムの残された特徴，すなわち所得税控除，その他の控除，信用のような特別措置の存在を説明するために用いることができる。

課税ベース（活動のグループ）は，異なる納税者に対して異なる形で定義できる。しかし，課税ベースの定義を個人間で標準化することによって，非常に大きな行政費用の削減が可能になる。しかしながら，均一の課税ベースの利用は，租税システムによって以前よりも悪い扱いをうけることになった個人による課税に対する反発を引き起こすだろう。政府は，選ばれた個人，とくに政治的に感応的な個人に，彼らに特有の所得の種類や他の行動に対する所得控除など様々な控除を与えることによって，何らかの望まれた納税者分類を復活させる。特別措置の利用は，行政に転換される資源を最小化しながら，納税者を政治的に望まれる形で分類することを政府が維持することを許す。

2.4　リヴァイアサン

今まで議論してきたモデルでは，課税は，直接，あるいは代議制民主主義によって制約される。Brennan and Buchanan（1980）によって改良されたようなリヴァイアサン・モデルは，民間部門の活動に対して政府が無制限の権限を持つという革新的に異なる仮定に基づくものである。このような権限を用いる理由は，政府への所得再分配を行うためである。多数決投票の政治学は，租税構造を決定する上で重要ではない。リヴァイアサンは，与えられた税収から財源を調達しうる公共サービスの水準を考慮に入れないので，おそらく行政費用もまた重要ではない。[(11)] 課税可能な経済活動の

水準に対する課税の逆効果（adverse effect）のみが，リヴァイアサンの関心事となる。なぜなら，これが総税収の最大値を決定するからである。

本来このモデルは，政府の権限がどのようにして最適に統制されるのかについて考えるための規範的な枠組みとして提案された。それ以来このモデルは，他の研究者によって以下の状況の実証的モデルとして用いられている。すなわち，表面的には，権力者の行動に対する制限を実行する費用が本質的となるような状況である。

課税ベース，税率構造，特別措置のような要素がどのようにして生じるかに関する明示的な分析は存在しないが，リヴァイアサンによって選択される租税構造は，それらの要素からなる複数次元のものである。複数次元構造の操作は，納税者の間の区別を行ったり，それによって総税収を増加させるようなリヴァイアサンの権限を拡大するために用いることができる。

リヴァイアサンの税率構造選択の背後にある論理は価格差別のそれである。幅広い課税ベースがリヴァイアサンによって好まれる。なぜなら，それらは脱税の可能性を最小化し，それによって，租税当局にとってより好まれるラッファー曲線，あるいは税率と税収との関係へと導く。リヴァイアサンが獲得したどんな課税ベースも，幅広いものであれ狭いものであれ，課税可能な活動へのアクセス権の販売に関する排他的特権の所有と分析的には同値である。したがって，「複数の手段を持つ（multiplant）」リヴァイアサンは，より幅広い，あるいは税率に関してより非弾力的な課税ベースに対して重く課税することによって収入を最大化することができる。なぜなら，そのとき課税される活動から課税されない活動への代替の程度が減じられるからである。(12)

税率構造は逆進的である。これは，完全に市場を分割できる独占者が，市場需要に応じて低下するような価格を課すことによって利潤を最大化するという主張と似たものである。特別措置もまた，異なった納税者を区別するためにデザインされる。課税に対する経済的反応の大きさにしたがって，ずっと注意深く目標を定めた税の区別を許すことによって，高い名目的な税率と幅広い特別措置との組み合わせは，国家にとって最大の収入を生み出すことができるだろう。

リヴァイアサンの課税の権限のような，課税ベースの利用や分割する権限に対する制度的な制約の源泉は，依然として外生的に特徴づけられたものである。しかし，リヴァイアサン・モデルのより洗練された応用は，これらの制度的制約の可能性を認めることである。(13) 固定資本をある程度まで

---

(11) ブレナンとブキャナンは，行政費用をきちんとした形では考察しなかった。リヴァイアサン・モデルに関するさらなる研究は，ここで示唆したものよりもむしろそのような費用の役割を考慮に入れた異なる結果へと導くことになるかもしれない。

(12) 最適課税に関する知識をもつ読者は，逆弾力性ルールとしてこれを理解するだろう。この文脈では，それは税収最大化ルールになる。

(13) Wintrobe（1990）は，権威主義者の権限に関するより一般的なモデルにおいて，どのように課税する力が内生化されるかについて示唆している。

免除するような狭い課税ベース，比例あるいは累進的ですらある税率構造，そして脱税への可能性を開くような特別措置は，すべてリヴァイアサンが税収を上げる能力を制限するものである。リヴァイアサンによる価格差別を表現する特別措置と，集団的選択の擬制度的な（quesi-constitutional）レベルにおいてリヴァイアサンに課す特別措置のようなものとを，どのようにして区別するかは明らかでない。

2.5　実証的枠組みの評価

中心的な課題は，市民の様々な選好を効果的に集計する競争的な政治的過程と，それがとる形式から，どのようにして租税構造が生じるかについて説明することである。

中位投票者モデルでは，租税と他の政策は決定的投票者の効用を最大化するように構築され，もしそれが真であるならば最も便利な事実である。どのようにして政府が課税するかに関して予測するためには，他の誰についても知る必要がない。この結果の背後にある本質的な仮定は，投票が行われる政策空間が1次元であるということである。公約が1次元をこえるものであるならば，純粋な多数決ルールは，投票の pairwise な繰り返しにおいて，他の全てを負かすような政策結果へと導くことはないし，また安定的な均衡が存在しないことも知られている。ほとんど全ての租税構造に関する興味深い考察は，少なくとも2つ，あるいは通常それ以上の税のパラメーターに関する考察を含んでいる。（例えば Pechman 1987 を見よ）租税政策は十分な期間にわたって考慮すべき安定性を示しているので，中位投票者モデルは観察されている租税システムの形成と展開を理解するための基礎として存続することができる候補ではない。

立法府のルールが，政策問題の重要な側面を効果的に分割すれば，問題となっている複数次元の空間においても均衡は依然として生じるかもしれない。構造によって導かれた均衡においては，適切な議案設定権によって委員会を分割するための異なる政策パラメーターの割り当ては，背後にある投票サイクルの存在にも関わらず，政策空間のそれぞれ分けられた次元において中位投票者の結果が生じるかもしれない。このアプローチの問題は，すでに指摘したように，均衡を実行するために必要とされるものに対応する実際の制度的変更を確認することが困難であるということである。さらに，実際には租税構造のいくつかの次元は，通常同時に議論され変更される。（再び Pechman を見よ。）複雑な財政問題を含む場合には，立法ルールそれ自体が均衡の結果を実行するために十分であるようには見えない。

リヴァイアサン・モデルは，政策問題の空間が複数次元である場合ですら，政策に関してうまく定義された予測を生み出す。市場を分割できる独占者が，異なる消費者の需要の弾力性に依存して異なる価格を課すのと同じやり方で，租税構造の様々な要素が，それぞれの個人に特有のラッファー曲線を考慮に入れるように調整される。しかしながらリヴァイアサン・モデルでは，租税に対する経済的反応の多様性を認識しているが，実証分析に対してこのモデルを用いることは以下のこと

を含んでいる。すなわち，制度的制約は，与党が租税政策を選択する際に，個々の市民の政治的反応を無視することが十分可能であるほど弱いということである。したがって，民主的政治システムにおいて集団選択の過程がどのようにして選好を集計するかという問題は回避され，その結果として，租税構造に関するその予測は現実性に欠けている。

利用可能なモデルの中で，確率的投票モデルが，民主的な状況での租税構造を理解する上でもっとも助けとなるようである。この枠組みでの均衡では，税とその他の政策帰結が市民の間の異なった，対立する経済的利害のバランスを反映している。税率構造，課税ベース，特別措置を含む租税構造の主要な要素がどのようにして生じるのかを示すことで，この均衡を特徴づけることができる。

確率的投票モデルは，さらなる研究によって緩和されるかもしれない限界を持っている。このアプローチでの強制的な再分配の分析は，中位投票者モデルほど明示的なものではない。さらに，モデルにとって本質的な代議制民主主義という制度は，構造によって導かれる均衡の枠組みのように明示的ではなくむしろ暗黙にされている。政党間競争の複数次元でのモデルにおいて，強制的再分配の論理と，立法制度の役割とを結びつける枠組みを構築するためになされるべき研究は，数多く残されている。

（訳注：長さの関係から，著者の了承を得て，全体で5節からなる論文の最初の2節のみを訳出した。）

（カールトン大学行政学部教授）
（カリフォルニア州立大学フラートン校）
（訳者　東京国際大学経済学部専任講師）

参　考　文　献

Atkinson, A.B. (1995) *Public Economics in Action: The Basic Income/Flat Tax Propsal*. Oxford: Clarendon Press.

Aumann, R.J. and M. Kurz (1977) "Power and Taxes," *Econometrica*, 45 : 1137-61.

Black, D. (1958) *The Theory of Commitees and Elections*. Cambridge University Press.

Brennan, G. and J.M. Buchanan (1980) *The Power to Tax: Analytical Foundation of a Fiscal Constitution*. Cambridge University Press.

Brennan, G. and J.M. Buchanan (1985) *The Reason of Rules*. Cambridge University Press.

Buchanan, J.M. (1976) "Taxation in Fiscal Exchange," *Journal of Public Economics*, 6, 17-29.

Coughlin, P. (1992) *Probabilistic Voting*,. Cambridge University Press.

Enelow, J. and Hinich, M. (1984) *The Spatial Theory of Voting*, Cambridge University Press.

Hettich, W. and S.L. Winer (1985) "Blueprints and Pathways: The Shifting Foundations of Tax Reform," National Tax Journal, 38(4), 423-45. Reprinted in Patricia White (ed..), *Tax Law: Volume II*, The International Library of Essays in Law and Legal Theory, Dartmouth Publishing Company, 1995, 1-25.

Hettich, W. and S.L. Winer (1988) "Economic and Political Foundations of Tax Structure," *Amer-*

ican Economic Review, 78, (September), 701-712.
Hettich, W. and S.L. Winer (1990) "Basic Issues in the Positive Political Economy of Income Taxation," in Sijbren Cnossen and Richard Bird (eds..), *The Personal Income Tax-Phoenix from the Ashes?*. Amsterdam: North-Holland, 265-89.
Hettich, W. and S.L. Winer (1997) "The Political Economy of Taxation," in Dennis Mueller, ed., *Perspectives in Public Finance: A Handbook*. Cambridge University Press, 1997, 481-505.
Inman, R.P. (1987) "Markets, Governments and the 'New' Political Economy," in A. Auerbach and M. Feldstein (eds.), *Handbook of Public Economics*, Vol. 2, Amsterdam: North-Holland, 647-778.
Inman, R.P. and Fitts, M.A. (1990) "Political Institutions and Fiscal Policy: Evidence from the U.S. Historical Record," *Journal of Law, Economics, and Organization*, 6, (Special Issue), 79-132.
Lindahl, E. (1919) *Die Gerechtigkeit der Besteuerung*. Reprinted in part as "Just Taxation: A Positive Solution" in R.A. Musgrave and A.T. Peacock, ed., *Classics in the Theory of Public Finance*, MacMillan, 1958.
Lindahl, E. (1959) "Om Skatteprinciper Och Skattepolitik," in *Ekonomi Politik Samhalle,*. Reprinted as "Tax Principles and Tax Policy," *International Economic Papers*, 10(1960), 7-23.
Mayer, W. and R. Riezman (1989) "Tariff Formation in a Multidimensional Voting Model," *Economics and Politics*, 1(1), 61-79.
McCubbins, M.D. (1976) "Party Politics, Divided Government, and Budget Deficits," in Samuel Kernell (ed.), *Parallel Politics: Economic Policy Making in the United States and Japan*, Washington D.C.: The Brookings Institution, 83-118.
McKelvey, R.D. (1976) "Intransitivities in Multidimensional Voting Models and Some Implications for Agenda Control," *Journal of Economic Theory*, 12(3)(June), 472-473.
Meltzer, A.H. and S.F. Richard (1985) "A Positive Theory of In-Kind Transfer and the Negative Income Tax," *Public Choice*, 47, 231-265.
Pechman, J.A. (1987) Federal Tax Policy. Fifth Edition, Washington D.C., The Brookings Institution.
Schofield, N. (1983) "Generic Instability of Majority Rule," *Review of Economic Studies*, 50(4), 695-705.
Shepsle, K.A. and B.R. Weingast (1991) "Structure-Induced Equilibrium and Legislative Choice," *Public Choice*, 37, 503-519.
Stewart, C.H. (1991) "The Politics of Tax Reform in the 1980's," in Alberto Alessina and G. Carliner (eds.), *Politics and Economics in the Eighties*, Chicago, University of Chicago Press.
Wicksell, K. (1896) "A New Principle of Just Taxation," in R.A. Musgrave and A. Peacock eds., *Classics in the Theory of Public Finance*, MacMillan, 1958.
Weingast, B.R. and W.J. Marshall (1988) "The Industrial Organization of Congress; or, Why Legislatures Like Firms Are Not Organised as Markets," *Journal of Political Economy*, 96(1) (February), 132-163.
Wilson, J.D. (1989) "An Optimal Tax Treatment of Leviathan," *Economics and Politics*, 1(2), 97-118.
Wintrobe, R. (1990) "The Tinpot and the Totalitarian: An Economic Theory of Dictatorship," *The American Political Science Review*, 84(3), 849-72.
Yitzhaki, S. (1979) "A Note on Optimal Taxation and Administration Costs," *American Economic Review*, 69(3)(June), 475-80.